

財務 VOL.72

贈与税の非課税措置－“教育”と“結婚・子育て”－

以前、平成27年度の税制改正の概要を説明させて頂いた際にも取り上げましたが、子供や孫に贈与する際の非課税制度に「結婚・子育て資金の一括贈与」制度が新たに加わりました。既に施行されている「教育資金の一括贈与」については以前この場で詳しく説明いたしました。今号においてはこの新しい制度の使い勝手について、教育資金贈与との比較を交えて解説させていただきます。

I. 教育資金の一括贈与

(1) 概要

贈与をする方(以下「贈与者」といいます)が、贈与を受ける30歳未満の子や孫の教育資金を取扱金融機関に預けた場合、1,500万円までは贈与税がかかりません(平成25年4月1日から平成31年3月31日までの贈与に限る)。

(2) 非課税となる教育資金の対象

学校等の費用については1,500万円まで対象となります。また、学校等以外の費用についても500万円まで(学校等の費用と合わせて1,500万円まで)対象となります。

(3) 残額に対する贈与税の課税

子や孫が30歳になった時点で教育資金が使い切れずに残っていれば、当該残額は贈与税の課税対象となります。

(4) 子や孫が30歳になる前に贈与者が死亡した場合

死亡時点で、「当初贈与した金額」あるいは「教育資金で利用しきれなかった残額」について、相続税が課せられるといったようなことは一切ありません。

II. 結婚・子育て資金の一括贈与

(1) 概要

贈与者が、贈与を受ける20歳以上50歳未満の子や孫の結婚・子育て資金を取扱金融機関に預けた場合、1,000万円までは贈与税がかかりません(平成27年4月1日から平成31年3月31日までの贈与に限る)。

(2) 非課税となる結婚・子育て資金の対象

妊娠・出産に要する費用、子の医療費・保育料等については1,000万円まで対象となります。また、結婚に際して支出する婚礼・住居に要する費用等についても300万円まで(上記の子育てに要する費用と合わせて1,000万円まで)対象となります。

(3) 残額に対する贈与税の課税

子や孫が50歳になった時点で結婚・子育て資金が使い切れずに残っていれば、当該残額は贈与税の課税対象となります。

(4) 子や孫が50歳になる前に贈与者が死亡した場合

死亡時点での結婚・子育て資金の残額は、相続税の課税対象となります。ただし、この制度を利用した場合、孫が承継した場合には、本来相続人以外が相続した場合に課される相続税の2割加算の対象とはなりません。

以下、上記内容につき具体的にどのタイミングでどういった税金がかかってくるのかを設例でご確認下さい。

(前提条件) 贈与者78歳(82歳で死亡)

- ① 孫A(18歳)に教育資金贈与1,500万円実行
※ 贈与者死亡時において、利用していない教育資金の残額800万円が存在するが、その後すべて資金は活用され30歳時点での残額はない。
- ② 孫B(26歳)に結婚子育て贈与1,000万円実行
※ 贈与者死亡時において、利用していない結婚・子育て資金の残額500万円が存在する。

〔贈与時点〕

贈与者・孫A・Bいずれも課税関係なし。

〔贈与者の死亡時点〕

- ・ 孫Aに対する教育資金の残額800万円については、課税関係は一切発生しない。
- ・ 孫Bに対する結婚・子育て資金の残額500万円については、贈与者の財産として差し戻され、相続税が課される。

〔孫Aが30歳になった時点〕

- ・ 教育資金はすべて使い切っているため、課税関係は一切発生しない。

いかがでしょうか？

上記設例にてご確認頂けるとおり、両制度を比較した場合、それぞれ利用期限(30歳、50歳)までに資金を使い切れなかった際に、その残額に対して贈与税が課せられる点は共通していますが、大きな相違点として、利用期限までに贈与者が死亡し利用しきれない残額がある場合の相続税課税の是非があります。

そういう意味では、相続税対策としては「結婚・子育て資金の一括贈与」は「教育資金の一括贈与」に比して一步劣ると言わざるを得ません。

ただ前述の通り、もともと相続財産を「一代飛ばし」て孫に相続させる計画がある場合には「相続税の2割加算」の対象外という点で効果を発揮するケースも考えられますが、いずれにしても活用にあたっては各制度の共通点と相違点をよく理解された上でご検討頂くことが望ましいといえます。